



令和3年10月11日

静岡地方最低賃金審議会  
会長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会  
静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホ  
ース・工業用ゴム製品製造業最低賃金専門部会  
部会長 本庄 淳志

静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工  
業用ゴム製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月6日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静  
岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金の  
改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告  
する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

##### 公益代表委員

石川 善太郎

株式会社静岡新聞社 編集局 専任局長兼紙面審査委員  
長

丹羽 聡 子

弁護士

本庄 淳志

静岡大学人文社会科学部 法学科 准教授

##### 労働者代表委員

池部 俊大

住友理工労働組合 富士裾野支部長

齊藤 弘

横浜ゴム労働組合三島支部 支部長

森藤 剛正

日本労働組合総連合会静岡県連合会 組織拡大・対策局長

##### 使用者代表委員

今福 英喜

一般社団法人静岡県経営者協会 労働政策部長

大森 貴司夫

横浜ゴム株式会社 三島工場 業務課長

田中 秀幸

静岡県中小企業団体中央会 専務理事

## 別 紙

### 静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用 ゴム製品製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

静岡県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内でタイヤ・チューブ製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がタイヤ・チューブ製造業又はゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

ハ 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 915円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

令和3年12月20日